

学校いじめ防止基本方針

銚子市立猿田小学校
平成28年6月改定

1 いじめ問題に対する学校の基本理念

(1) 目的

- 児童一人一人を人格ある人間として認め、人権を守り人間性を尊重した教育活動を行うために「いじめは絶対に許されない」との強い信念で指導を行うとともに、学校の教育活動全体を通していじめの根絶を目指す。
- いじめ防止対策推進法を遵守し、いじめ問題が生じた場合には、正確で丁寧な説明を被害者及び被害者の保護者・加害者及び加害者の保護者・関係機関に行い、いじめ問題に対処する。

(2) 目標

- いじめ防止のために未然防止の取組に努める。
- いじめ防止のために児童理解を図り、主体的な学校生活の展開をする。
- いじめ防止のために人間関係・集団づくり・社会性の育成に努める。
- 家庭・地域・関係機関・学校間との連携の促進を図り、いじめ防止の強化に努める。

(3) いじめの定義(いじめ防止対策推進法)

いじめとは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(4) いじめの態様及び具体的な内容

- 言語的攻撃・・・言葉によるいじめは多くのいじめの出発。この段階での気づきや解決が深刻化を防ぐことにつながる。

- ・本人の嫌がるあだ名で呼ぶ。
- ・「くさい」「きたない」「ぐず」など、身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言う。
- ・「点取り虫」「～と仲がいい」など冷やかしたりからかったりする。

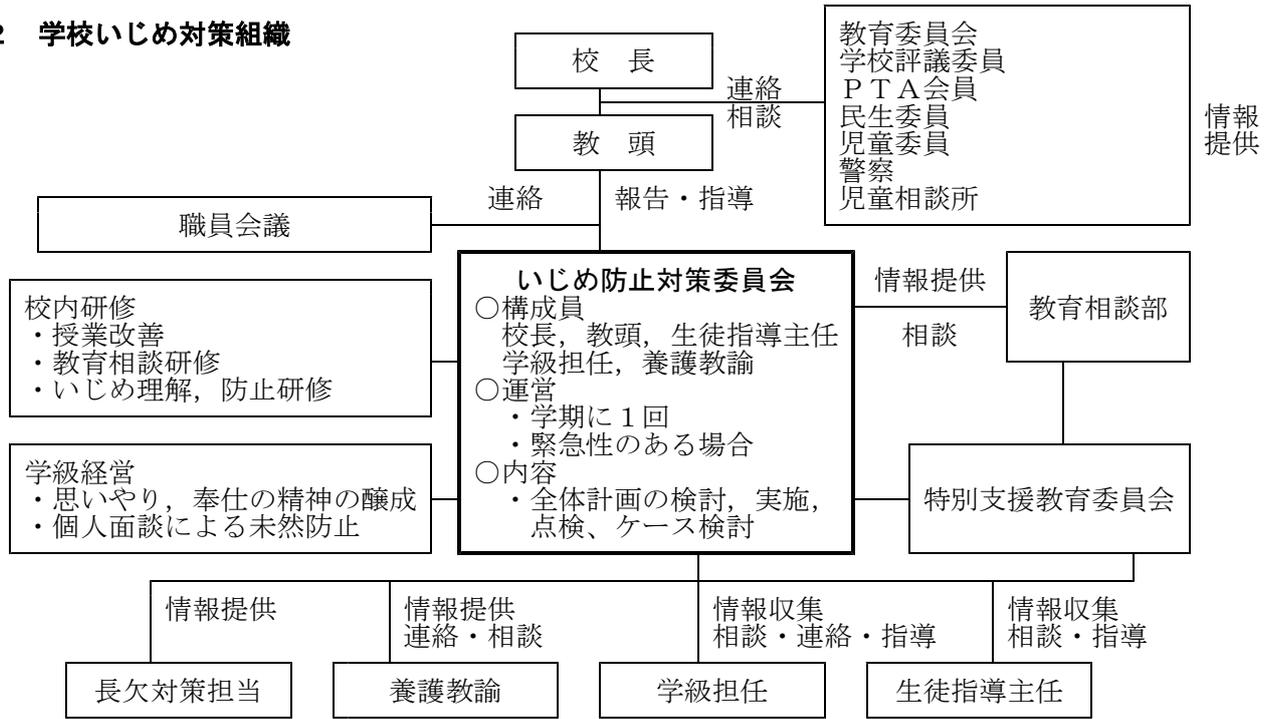
- 身体的攻撃・・・身体に関わる被害がある時はいじめが進んでいる場合が多く、広範な被害を受けていることを想定して対応する必要がある。

- ・わざとぶつかったり、通る時に足をかけたりする。
- ・肩パンチをしたり、プロレスごっこや武術の技などの練習台にする。
- ・たたく、殴る、蹴る、つねる等の暴力を振るう。
- ・靴に画鋲やガムを入れる。

- 社会的攻撃・・・いじめの多くは集団で行われる。当事者だけでなく、集団やクラス全体の実態に合った適切な対応が必要である。

- ・仲間はずれにしたり集団で無視する。また、仲間はずれにするように第三者に働きかける。
- ・恐喝、たかり、物の売りつけ、ゲームソフトなどを「借りる」と称して返さない。
- ・持ち物を盗んだり、隠したり、落書きしたり、捨てたりする。
- ・使い走りをさせたり、万引きや喝上げを強要したり、登下校時に荷物を持たせたりする。
- ・笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせる。
- ・パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷を載せる。

2 学校いじめ対策組織



3 いじめ防止及びいじめ未然防止年間計画

月	教科／領域	項目	内容
4月	学級活動	いじめ防止	・いじめについて考え、話し合う場を設けることにより、いじめが許されないものであることを認識する。
5月	いじめ撲滅運動	児童会活動	・いじめについて全校的に考え、「いじめは絶対許されないもの」であることをアピールする。 ・児童が日ごろ感じていることや思っていることを話し合い、よりよい学校生活が送れるようにする。
	教育相談	個別面談	
7月	命を大切にす る運動	保護者会	・いじめ防止のDVD視聴 ・いじめについての話し合い。
10月	学級活動	いじめ防止	・いじめについて考え、話し合う場を設けることで、いじめが許されないものであることを認識する。 ・いじめについての事例研究 ・いじめに関する書籍・器機の研修
	研修	全職員	
11月	会議	いじめ防止対策 部会	・取組評価アンケートに基づいた対応策の検討・いじめ防止及び未然防止年間計画のPDCAサイクルの見直しをする。
12月	いじめ撲滅運動	児童会活動	・いじめによる自死や事故による怪我や死亡などにならないようどうすればよいか話し合い、児童決議として全校で取り組む。
1月	研修	全職員	・いじめについての事例研究 ・いじめに関する書籍・講話等の研修
2月	教育相談	個別面談	・児童が日ごろ感じていることや思っていることを話し合い、よりよい学校生活が送れるようにする。 ・いじめについて全校的に考え、「いじめは絶対許されないもの」であることをアピールする。
	いじめ撲滅運動	児童会活動	
3月	会議	いじめ防止対策 部会	・取組評価アンケートに基づいた対応策の検討をする。 ・いじめ防止及び未然防止年間計画のPDCAサイクルの見直しをする。

4 いじめの未然防止について

(1) 学校全体としての取組

①いじめの未然防止	○全ての児童に「いじめをしない・させない・ゆるさない」の考え方を働きかけることによりいじめの未然防止に取り組む。 →いのちを大切にするキャンペーン・いじめ撲滅キャンペーン・学級指導・児童会活動等
②主体的な学校生活の推進	○全ての児童が安全で安心して学校生活を送ることができるような授業や行事を開催する。 ○魅力ある授業で確かな学力を育成するとともに、指導目標を明確化し指導方法の工夫改善に努める。 ○時間を守り進んで授業に参加し、正しい姿勢、積極的な発表、しっかり聞くなどの学習の約束を身につける。 ○いじめにつながるような不適切な言動等に注意する。 ○児童の日常生活に積極的に加わり、会話や遊びを通じた様々な場面で児童の願いや思いを認識する。 →行事計画の目標に位置づけ・各教科・呼びかけ・観察
③人間関係・集団づくり・社会性の育成	○社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、児童自らが気づく・学ぶ機会をつくることにより自己有用感をはぐくむ。 ○学級指導の年間指導計画に「いじめの防止」を位置付け、いじめについて話し合ったり、考えたりする時間を持つ。 ○児童活動を通して「いじめ」を自分たちの問題としてとらえ、進んで考え行動できるように働きかける。
④家庭、地域、関係機関 関学校間の連携	○関係機関と積極的に連携することにより、いじめを防止し重大な事態に至らないようにする。 →学校便り・学級便り・PTA会議

(2) 学級としての取組

①学級	○受容的、共感的態度により児童一人一人の良さが発揮され、互いを認め合う学級づくりに努める。
②学級集団	○児童の自発的・自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団 ○正しい言葉遣いができる学級集団 ○学級のきまりや規範がきちんと守られる学級集団
③実態把握	○客観的な調査方法（出席日数・毎月の質問紙調査・教育相談）により実態を把握する。

(3) 職務別の取組

①管理職	○校長が全校集会などでいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。 ○学校教育全体を通じた道徳教育や人権教育の充実・読書活動・体験活動などの推進に計画的に取り組む。 ○児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を積極的に設けるよう教職員に働きかける。 ○いじめ撲滅に児童が自ら主体的に参加する取組を推進する。
②学級担任	○日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。 ○はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者へと転換を促す。 ○一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。 ○教職員の不適切な言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方には細心の注意を払う。
③養護教諭	○学校保健委員会等の様々な教育活動の場面で命の大切さを取り上げる。
④生徒指導主任	○いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員の共通理解を図る。 ○日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

(4) 学習指導での取組

①各教科・領域	○生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の展開（生徒一人一人に「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」の場面を与える取り組み）が自己有用感を高める。
②道徳教育	○全教育活動を通して道徳的心情を高めるとともに、道徳の授業を充実させる。
③学級活動	○「豊かな人間関係づくりプログラム」を学級活動に位置づけ、人間関係づくりやコミュニケーション能力の育成に取り組む。」
④特別活動	○競争意識や勝利至上主義を改めることで、ストレスによるいじめ防止を図る。 ○委員会活動や代表委員会で、「いじめ」について話し合い、自主的な活動を促す。

5 いじめの早期発見について

(1) 学 校

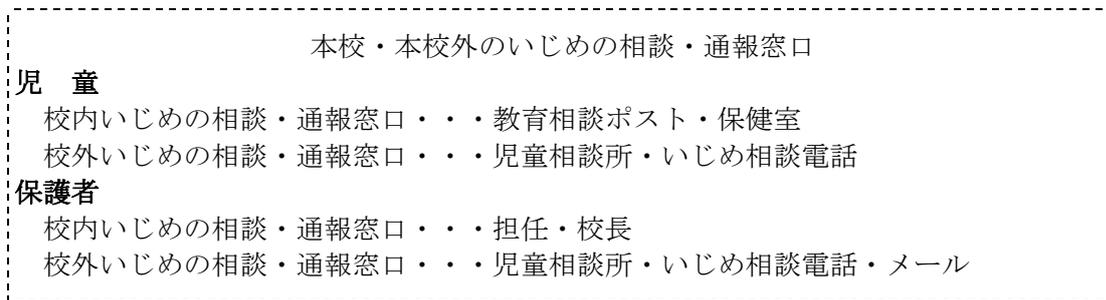
①いじめを発見する手立て	○教師と児童との日常の交流を通じた発見・・・休み時間・昼休み・放課後 ○複数の教師の目による発見・・・トイレ等の気になる場の校内巡視 ○アンケート調査・・・生活面（いじめを含む）を中心としたアンケート（毎月） ○教育相談活動を通じた発見・・・定期的な開催（年2回） ○児童会が主体となった取組・・・いじめ撲滅キャンペーン等
②いじめを早期発見するポイント	○授業に意欲をなくし、集中力がなくなってきた児童はいないか。 ○休み時間や放課後、一人であることが多い児童はいないか。 ○休み時間や放課後、用事もないのに職員室へ頻繁に来たり、前をうろろろする児童はいないか。 ○教育相談、日記などに不安・悩みなどを抱えている児童はいないか ○保健室へ出入りすることが多くなった児童はいないか。 ○いつもおどおどしている児童はいないか。 ○理由なく欠席、遅刻、早退が増えてきた児童はいないか。 ○理由がはっきりしない打撲や傷跡のある児童はいないか。 ○衣服が乱れたり、汚れたり、破れたりしていないか。 ○教員を避けるようになっている児童はいないか。 ○グループから急に離れたり交友関係が変化した児童はいないか ○常に人の言いなりになっている児童はいないか。 ○椅子や机を乱されている児童はいないか。 ○みんながやりたがらない仕事を押しつけられている児童はいないか。

(2) 家 庭

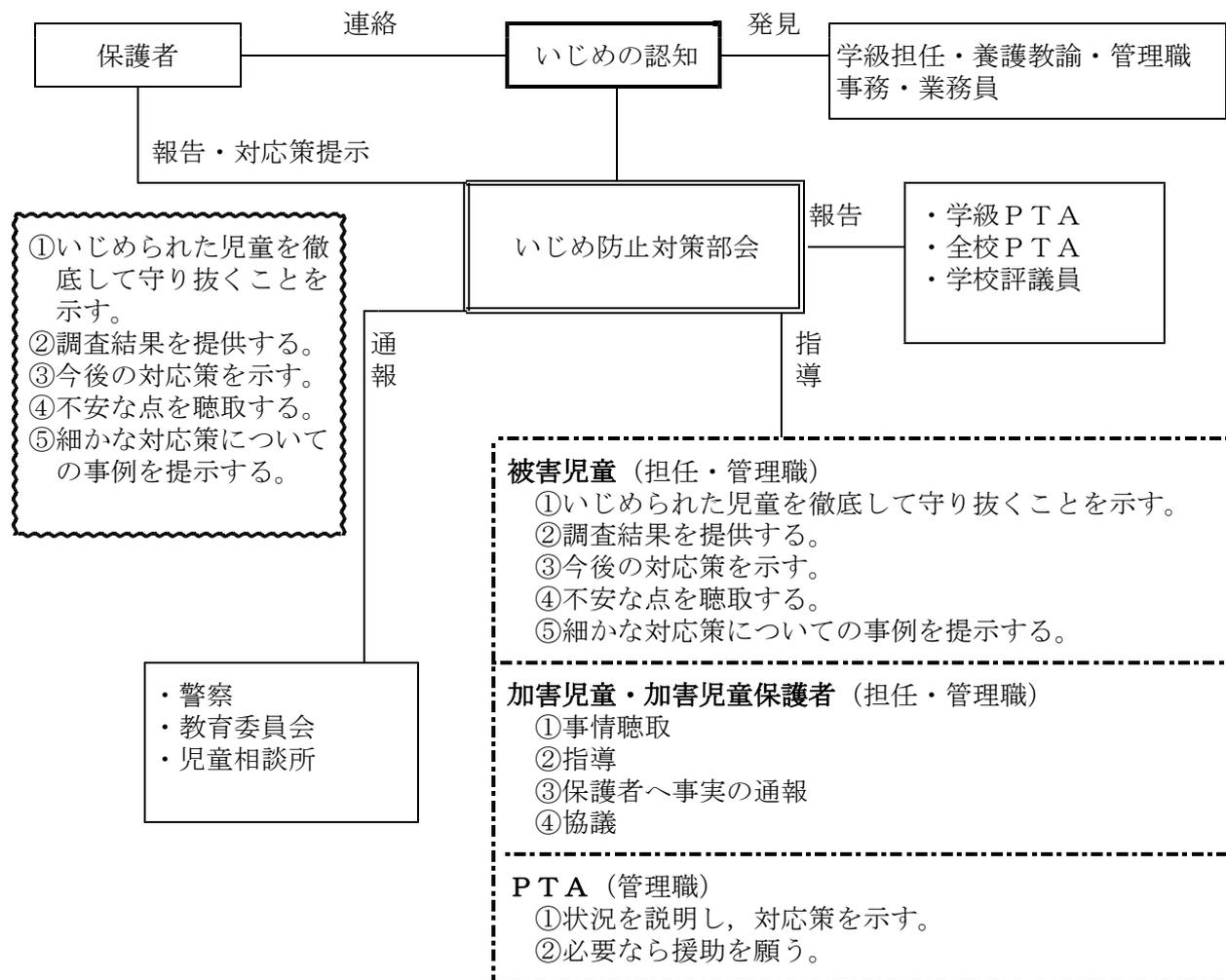
①いじめを早期発見するポイント	○衣服が破れたり、汚れたり、持ち物を失ったりすることが急に増えていないか。 ○「けんか」をしたとか「ころんだ」とか言って、「あざ」をつくったり「けが」をしてきたりすることはないか。 ○金遣いが荒くなったり、家庭の金品を持ち出したりすることはないか。 ○急に口数が少なくなっていないか。 ○独り言を言ったり、夜中にうなされていらないか。 ○電話がかかってきて、理由も言わずに家を飛び出すなど、友だちの言いなりになることが増えていないか。
-----------------	--

6 いじめの相談・通報について

いじめの相談や通報は適切な行為であり、恥ずかしい行為でないことを児童に示し、いじめゼロ宣言の「話す勇氣」の指導を学級活動や全校集会で児童に周知するとともに、校内・校外のいじめの相談・通報窓口を理解させる。



7 いじめを認知した場合の対応について



留意事項

- 聴取は、学級担任を含む2名以上で行う。
- 記録については、記録用紙及び可能ならばレコーダーを使用する。
- 聴取の場所は、保健室及び校長室など児童の出入りがない場所で行う。
- 聴取途中で帰宅時間が過ぎた場合は、家庭に連絡する。
- 被害児童の聴取が1日で終わらない場合、また加害児童への聴取が終了しない場合には、被害児童への圧力を防止するため、被害児童を別室にて学習させたり、登下校に教職員がつきそうなど配慮する。

8 指導について

(1) 被害児童・保護者

被害児童・保護者については、学校を挙げて徹底的に守り抜き、秘密は厳守することを伝える。そのため、登校・授業中・休み時間・昼休み・放課後・下校時に教職員が分担して見守ることを伝えるとともに、教職員だれにでも連絡・相談できる体制を組み、継続して支援を行っていく。

また、インターネット等によるいじめについては、接続業者に削除依頼をするとともに、ネットパトロールに巡回監視を要請する。

被害程度が深厚な場合には、スクール・カウンセラーやソーシャルワーカーの支援を得て、カウンセリングを受けられるように配慮する。

(2) 加害児童・保護者

加害児童・保護者については、管理職立ち会いの上、保護者同伴で事実関係を告げて指導助言をする。

指導の例	処置
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに至った原因の追及 ・相手の立場に立ち、苦しみの共有化 ・他の友だちに与える影響の考察 ・今後の生活及び将来の展望 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接謝罪 ・謝罪文 ・日記 ・法的手段

(3) 第三者（傍観的）児童

傍観することはいじめに加担することであることを理解させ、自分でいじめを防止できない時は責任ある立場の人に知らせる勇気を持つことを学級・学校の集会等で周知する。

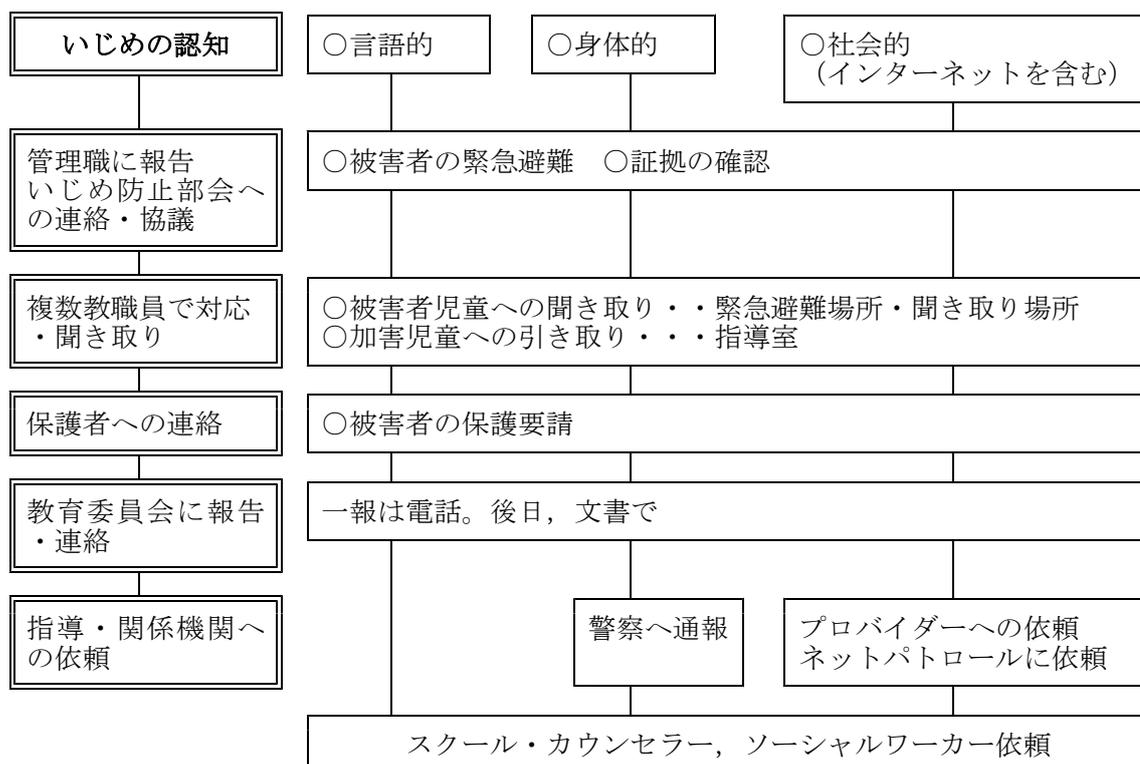
また、加害者ほどではないが加害者側に立ってしまった場合には、指導及び感想文等でいじめ防止について学習する。

9 重大事態について

(1) 重大事態とは

- 生命、心身または財産に対する重大な被害が生じた疑いがある場合
- 30日以上欠席、一定期間の欠席を余儀なくされる疑いがある場合

(2) 連絡体制・初動対応



10 公表・点検・評価について

- ・猿田小のいじめ防止基本方針をホームページ・PTAの会議等で配付し，取組状況を知らせる。
- ・年2回いじめチェックリストを配付していじめの状況を把握し，いじめの未然防止に努める。
- ・年2回の学校評価・教育相談で提出されたいじめに関する項目を学校評価のまとめで公表し，提出された項目を反映させるためにいじめ防止基本方針を見直す。